

第3章 自転車活用推進に向けた積極的な取組

車中心から人中心の都市づくりを進めていく中で、自転車は重要な交通手段の一つです。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい日常に対応するため、自転車の活用推進について目指すべき将来像を示します。

1 目指すべき将来像

～誰もが自転車を安全・安心・快適に利用できる環境づくり～

【環境形成】

- 地域が互いに連携し自転車通行空間をネットワーク化するとともに、通勤や買物、宅配や観光等、様々な自転車利用に対応した駐輪スペースを確保するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を目指します。
- CO₂排出量の削減や大気環境の改善を図るため、自転車利用が進み、自動車交通への依存度が低減した、誰もが環境に配慮した移動手段を活用できる社会の実現を目指します。
- 地域特性に応じて公共交通との連携を図ることにより、誰もが使いやすく自由な移動を可能とする自転車利用環境の創出を目指します。
- 大規模再開発や無電柱化事業等のまちづくりと連携し、自転車通行空間を確保することにより、自転車利用環境の整備推進を図り、活発な都市活動の実現を目指します。
- 路外駐車場・荷さばき用駐車スペースの整備や違法駐車の重点的な取締り等を組み合わせ、総合的な駐車マネジメントを推進することにより、自転車の車道通行における安全確保を目指します。
- 自転車シェアリングの利便性の向上を図り、交通体系の中で重要な役割を果たす交通手段の一つとしてその普及を目指します。
- 新しい日常に対応した自転車利用環境整備の推進を目指します。
- 電動キックボード等の新たな移動手段やMaaS等の新たな移動サービスを活用する上で、安全性や連携に配慮した推進を図ることにより、自転車を快適に利用できる環境整備を目指します。



【健康増進】

- 公園の多目的活用が進み、四季折々の東京の魅力を体感しながらサイクルスポーツを楽しむことができる環境の創出を目指します。
- 日常生活（通勤等）や余暇において、楽しみながら運動をすることにより心身の健全な発達を図るため、身近な場所におけるサイクリング環境の創出を目指します。
- ライフスタイルの多様化に合わせて、あらゆる人々が自転車を利用しやすい環境を提供することにより、住み、働き、余暇を楽しむことができる都市を目指します。

【観光振興】

- 歴史的な街並みや文化・芸術施設、水辺空間などが融合した都市を自転車で巡ることにより、東京を訪れた国内外の人々が様々な魅力を感じられることを目指します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、自転車競技がより身近に体感できる機会の創出を目指します。
- 国内外から訪れる観光客がサイクリングルートを利用したエコツーリズムやサイクルスポーツを楽しめる環境の創出を目指します。
- サイクリングイベント等を通じて、自転車の魅力を広めるとともに、東京の魅力を再発見する機会の創出を目指します。

【安全・安心】

- 自転車で安全・快適に移動できるよう、歩行者・自転車・自動車がお互いの交通ルールを理解し、尊重する交通環境の形成を目指します。
- 学校、家庭、地域・社会が全体で自転車利用の安全教育を進めることで、誰もが安全・安心して自転車利用をできる環境の向上を目指します。
- 災害時にも全ての人々が応急対策活動に配慮しながら、自転車を適切に利用することができる*社会を目指します。
- 自転車関連の交通事故が少なくなるよう、自転車利用者に対して軽車両の運転者としての自覚を身に付ける教育の場の形成を目指します。

※ 震災時の移動を除く（東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第 51 条）

2 積極的に取り組む事項

- 目指すべき将来像や近年の自転車にかかわる動向を踏まえ、主に自転車ネットワークの形成、自転車安全対策の強化、自転車シェアリングの広域利用の促進、新しい日常への対応の4点の課題について積極的に取り組みます。

(1) 自転車ネットワークの形成

利用促進のための通行空間を整備しネットワーク化を図る

- 区市町村の自転車ネットワーク計画策定の促進
- 国、都、区市町村が連携し、連続した自転車通行空間の整備を推進
- 主要駅やビジネス拠点、観光地等で整備を推進
- 広域的なネットワークの形成に向けた整備推進



図 3-1 普通自転車専用通行帯(自転車レーン)

(2) 自転車安全対策の強化

増加傾向にある自転車事故への対策

- 機会を捉え、様々な年齢、利用形態等の人々を対象に安全教育の場を設置
- 自転車通勤者・シェアリング利用者等の新たな自転車利用者層への啓発機会の創出
- 自転車通行環境の整備・促進と合わせた、広報啓発・安全教育・指導取締り等の取組を通じた自転車利用者のルール順守意識の醸成

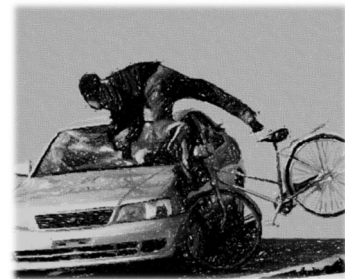


図 3-2 自転車事故(イメージ)

資料：警視庁交通安全情報

(3) 自転車シェアリングの広域利用促進

自転車シェアリングの更なる普及を図るため広域利用を促進

- 利用エリアの広域化に向けた事業者間の連携の推進
- 自転車シェアリングと鉄道、バス等の公共交通との連携強化
- 中長期的には、MaaSによる複数の交通機関とシェアリングサービスのシームレスな利用環境構築



図 3-3 自転車シェアリング

(4) 新しい日常への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自転車利用環境整備

- 自転車利用者の増加に伴う、自転車通勤企業の推奨、自転車シェアリングの普及や広域利用の推進、保険加入促進、日常の運動機会創出としてのサイクリングの推進、観光への自転車の活用
- 就労形態や生活様式の多様化に合わせ、自転車乗入台数が多い鉄道駅周辺やビジネス拠点における自転車通行空間の整備、駐輪環境の充実及び郊外等の居住地近隣の自転車利用環境の充実



図 3-4 自転車通勤

3 施策の内容

「2 積極的に取り組む事項」で示した課題について、具体的な施策の内容を示します。

(1) 自転車ネットワークの形成

日常的な自転車利用に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな需要にも対応するため、自転車通行空間の連続的な整備によるネットワーク化を推進します。

施策	主な内容
自転車通行空間の計画的な整備推進	連続的な普通自転車専用通行帯等の自転車通行空間を確保し、自転車ネットワークの形成に向けて計画的に整備を推進
総合的な駐車対策の実施	自転車通行空間確保に資する総合的な駐車対策実施による路上駐停車車両の整序化
地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進	地域のニーズ、自転車ネットワークや観光拠点との整合に配慮した駐車場の整備・運用の推進
まちづくりと連携した総合的な取組の実施	大規模開発、生活道路対策、無電柱化事業等の他事業と連携した自転車通行空間整備の推進

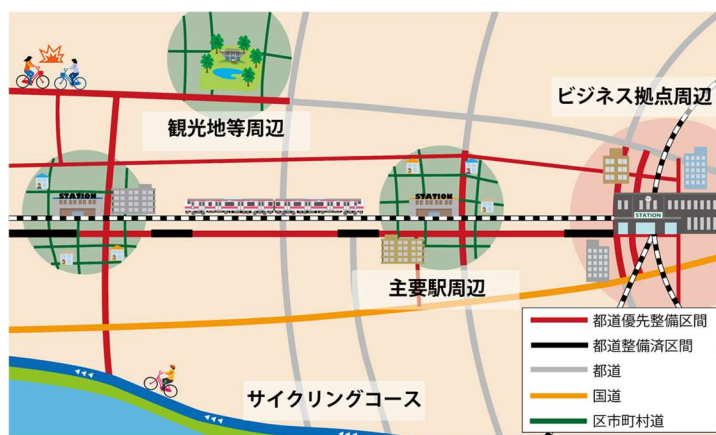


図 3-5 自転車通行空間の整備イメージ

資料：建設局

(2) 自転車安全対策の強化

近年増加傾向にある自転車事故の効果的な対策により、安全・安心で良好な道路交通環境を実現します。

施策	主な内容
放置自転車対策の推進	放置自転車対策の広報・啓発
自転車の安全利用の促進	通行ルールの周知、安全教育の推進、自転車利用者に対する指導・取締り活動の推進
学校における交通安全教育の推進	交通安全教室の開催や通学路周辺の安全点検の実施
自転車損害賠償保険への加入促進	新たな需要に対応した保険加入の啓発



図 3-6 自転車事故(イメージ)

資料：警視庁交通安全情報



図 3-7 自転車安全教室(町田市)

資料：町田市 HP

(3) 自転車シェアリングの広域利用促進

利用が増加している自転車シェアリングの更なる普及を図るため、広域利用を促進します。

施策	主な内容
自転車シェアリングの広域利用推進	複数事業者等との連携の下、広域利用を推進する事業手法について検証
シームレスな利用環境の構築	MaaS による複数の交通機関とシェアリングサービスのシームレスな利用環境を構築



図 3-8 自転車シェアリング実施自治体 MAP(2021年1月)

(4) 新しい日常への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う3密回避の生活様式と自転車を活用した新たな活動に対応した自転車利用環境を推進します。

施策	主な内容
自転車通行空間の計画的な整備推進	連続的な普通自転車専用通行帯等の自転車通行空間を確保し、自転車ネットワークの形成に向けて計画的に整備を推進
自転車シェアリングの広域利用推進	複数事業者等との連携の下、広域利用を推進する事業手法について検証
地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進	地域のニーズ、サテライトオフィス・シェアオフィスへの対応、自転車ネットワークや観光拠点との整合に配慮した駐車場の整備・運用の推進
サイクルスポーツ振興の推進	公園等の有効活用による身近なスポーツ環境の創出
自転車通勤等の促進	自転車通勤の環境整備・促進及び民間事業者における自転車駐車場の整備
観光への自転車の活用	自転車を活用した観光振興を支援
自転車損害賠償保険への加入促進	新たな需要に対応した保険加入の啓発



世田谷区淡島通り



中野区山手通り

図 3-9 自転車での通勤風景